

飯豊町新生児特別定額給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、未来の地域づくりを担う子どもたちの心身の健康と育児環境の充実及びコロナ禍における親の経済的な負担軽減を図るため、飯豊町新生児特別定額給付金事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 この事業は、次条に定める受給資格者に対し、給付金を給付するものとする。
2 前項の給付金の名称は、飯豊町新生児特別定額給付金（以下「給付金」という。）と称する。

(受給資格者)

第3条 給付金を受給できる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号に定める要件（以下「受給資格」という。）をすべて満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 給付対象児（令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、令和3年4月1日までに本町の住民基本台帳に記載された者をいう。以下同じ）を現に監護し、かつ、当該給付対象児と生計を同じくする父母等

(給付金の給付)

第4条 給付金は、基準日（給付対象児が出生後最初に住民基本台帳に記載された日をいう。以下同じ。）において受給資格者である者に対し、給付するものとする。
2 給付金は、給付対象児につき1回に限り、給付するものとする。

(給付金の額)

第5条 給付金は、給付対象児1人につき10万円とする。

(申請)

第6条 給付金の給付を受けようとする者は、出生の日から1ヶ月以内に、飯豊町新生児特別定額給付金給付申請書（様式第1号）に関係書類を添え、町長に提出しなければならない。ただし、本要綱の施行日以前に出生した給付対象児の受給資格者については、申請書を受理した日から1ヶ月以内とする。
2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容の審査及び受給資格の調査を行い、適当であると認めるときは、速やかに給付金を給付するものとする。

(不正受給等の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、その者に対し、その者が受給した給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年5月 日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

飯豊町新生児特別定額給付金給付申請書

令和 年 月 日

飯豊町長 様

住 所

飯豊町大字

氏 名

印

申請者

電話番号

給付対象児との続柄

飯豊町新生児特別定額給付金の給付を受けたいので、公簿等により受給資格の確認を行うことについて同意の上、飯豊町新生児特別定額給付金事業実施要綱第6条の規定により必要書類を添えて申請します。

1. 給付対象児

氏 名	生年月日
	令和 年 月 日生
申請額	円

2. 受取口座（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

受取口座 (申請者名義の口座)	金融機関名						
	本支店名						
	口座種別	1 普通 2 当座 (○印を記入)					
	口座番号 (右詰めで記入)						
	口座名義人	(フリガナ)					

※ 申請者の本人確認書類（免許証・保険証等）及び受取口座の通帳の写しを添付してください